

地震への備えは大丈夫？ 木造住宅の耐震費用の一部を補助します

木造住宅耐震診断士派遣事業・耐震設計改修費補助事業の一環として、木造住宅の耐震断・耐震設計・耐震改修工事の費用の一部を補助します。

■耐震診断（木造住宅耐震診断士派遣事業）

小美玉市が契約した茨城県木造住宅耐震診断士がご自宅を訪問し、一般診断をします。

募集期間	6月1日（水）～ 30日（木）
募集戸数	4戸 ※先着順ではありません。 応募多数の場合は抽選です。
対象住宅	①昭和56年5月31日以前に着工された木造の一戸建て住宅。（店舗などの用途を兼ねるものは、住宅部分の床面積が過半を超えるもの） ②在来工法・枠組壁工法によるもので、延べ床面積が30㎡以上。 ③その他要件あり。
自己負担額	2,000円

■耐震設計

募集期間	6月1日（水）～ 30日（木）
募集戸数	3戸 ※先着順ではありません。 応募多数の場合は抽選です。
対象住宅	耐震改修工事の設計費の2分の1の額を補助（限度額10万円）

問い合わせ

都市整備課 建築係

☎ 0299-48-1111（内線 1413・1414）

■耐震改修工事

小美玉市が契約した茨城県木造住宅耐震診断士がご自宅を訪問し、一般診断をします。

募集期間	6月1日（水）～ 30日（木）
募集戸数	3戸 ※先着順ではありません。 応募多数の場合は抽選です。
対象住宅	耐震診断の対象住宅と同じ。
対象要件	①耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満とされたもので、耐震設計・耐震改修工事によって上部構造評点を1.0以上とするもの。 ②茨城県木造住宅耐震診断士等が耐震設計を行うものであること。 ③耐震改修工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者に請け負わせて行うものであること。 ④所有者及びその世帯員が市税の滞納がないこと。
補助額	耐震改修工事費の23%の額を補助（限度額 50万円）

■申込方法

- ①申込用紙を都市整備課窓口か、市ホームページからダウンロードする。
- ②各申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて都市整備課（市役所本庁 分庁舎）に提出。

市ホームページ



犬・猫の飼い主の皆さんへ 犬や猫のマイクロチップ情報の登録が義務になります

6月1日（水）に「改正動物愛護管理法」が施行され、販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられます。犬や猫を家族に迎え入れた飼い主の方は、自分の住所や氏名を登録する必要があります。また、他者から犬や猫を譲り受けた時には、マイクロチップを装着し、忘れずに登録をしましょう。詳しくは、公益社団法人日本獣医師会ホームページをご確認ください。

問い合わせ 市民生活部環境課 環境衛生係

☎ 0299-48-1111（内線1142）

■マイクロチップとは

直径1.2mm×長さ8mm程度の電子記録装置です。所有者の情報を登録することで、迷子や災害時にはぐれてしまったときに身元を確認することができます。



詳細はこちら

